

平成 2 0 年 度

定期監査（第 2 次）結果報告書

平成 2 0 年 1 1 月 2 5 日

北見市監査委員

平成20年度 定期監査（第2次）結果

1 監査の対象

監査の対象部局等については、本年度の北見市監査計画に基づき、次のとおり定めました。

- 企画財政部 財政課
- 総務部 納税課
- 市民環境部 クリーンライフセンター
- 保健福祉部 健康推進課
小泉・高栄保育園、子育て相談センター
- 都市建設部 道路管理課
- 出納室 会計課
- 学校教育部 学校給食課・学校給食センター
南・緑・美山・東相内小学校
光西・北光・東相内中学校

2 監査の期間

平成20年9月12日(金)から10月24日(金)まで
現地監査 10月6日(月)および24日(金)

3 監査の主眼及び方法

平成20年4月から平成20年8月までにおける財務に関する事務事業について、財務規則等に基づき事務処理がなされているか、また、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、収入に関する事務については収納状況等、支出に関する事務については予算の執行状況全般のほか、契約（工事、業務委託等）、物品等の管理・保管を主たる対象事項として実施した。

4 監査の結果等

(1) 結果の区分

監査結果については、次の2区分とし、それぞれ該当するものについて、この

区分により記載をしました。

・指摘事項

違法又は不当な事項に該当し、是正若しくは改善が必要なもの又は未然防止のため今後十分な注意を要するもの

・指導事項

違法又は不当な事項に該当しないが、現状の方策、処理方法等については是正又は改善の必要があると認められるもの

※「違法」とは、法令（市の条例、規則、その他の内部規程を含む。）の規定に違反することをいい、また、「不当」とは、違法ではないものの、行為、状態等が実質的に妥当性を欠き適当でないものをいいます。

（２）監査の結果

収入及び支出関係ともに、予算及び関係法令に基づき、概ね適正に執行されていることが認められましたが、事務処理の一部に、次のような是正又は改善の必要がある事項を確認しました。

〔共通指摘事項〕

ア．時間外勤務等命令の事務処理について

休日（日曜日及び土曜日）等に勤務を命ずる場合は、時間外の勤務命令時間が 3.5 時間以上となる場合は、所属長が振替日を指定して振替を行うこととなりますが、振替が未実施のままのもの、振替通知日と実施日が違うもの、振替通知日が不適切なものがありましたので、「時間外勤務命令に係る留意事項（平成 18 年 3 月総務部職員課通知）」等に基づく事務処理方法に従って適切に行うとともに、週休日等の振替については、職員の健康管理の観点からも、確実に実施するように努めてください。

〔個別指導事項〕

ア．理科実験用薬品の管理について（学校関係）

学校の理科実験で使用する薬品の管理では、受払補助簿等で使用日時や使

用量、使用者等の記入を行い、薬品の種類により月毎又は学期毎に点検して、常に現在量を把握することになっていますが、受払補助簿等で薬品の区分表示のないものや転倒防止策が講じられていないものが認められ、かつ、指定期間内に点検をしていないものがありましたので、「理科薬品等の取扱いに関する手引き（平成10年3月北海道教育委員会作成）」等の諸規定に従い、適切に対応してください。